

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2の規定により、次の者に送達すべき書類を公示送達します。

なお、これらの書類は笛吹市長が保管しており受領権限を有する者にはいつでも交付しますので申し出てください。

令和 8年 10月 2日

笛吹市長 山下 政 樹

番 号	氏 名 又 は 名 称	公 示 送 達 す る 書 類				
		年度	期別	書 類 名	整理番号	通知書番号
1	木戸 康仁	8		差押調書（謄本）	462674	1948
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
備 考		地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。				